

北陸税理士会

組織概要

北陸3県に事務所を有する税理士及び税理士法人による組織

人員構成

税理士会員 1,440人
税理士法人 180人 (11月末)

支援業務詳細

- ・税理士の主な顧問先は中小企業・小規模企業であり、経営者の7割は顧問税理士等を経営問題の相談相手と考えています。
- ・税理士は、その特徴からも顧問先企業の事業承継ニーズを察知するには最も適当な存在であり、経営者に対して、事業承継の気付きを与え、顧問先企業の見える化・魅せる化を指導するなど、主導的な立場で円滑な事業承継を進めていくことが期待されます。

(具体的な解決手段等)

- ・税理士による中小企業の後継者探しを支援するための事業承継サイト「担い手探しナビ」への登録

連絡先等

石川県金沢市北安江3丁目4番6号

北陸税理士会事務局

電話番号: 076-223-1841 メールアドレス: office@hokurikuzei.or.jp

事業承継は税理士にお任せください。

日税連事業承継サイト「担い手探しナビ」に登録しませんか？顧問税理士が中小企業の窓口となり、事業承継を支援します。**お問い合わせはあなたの顧問税理士まで**



【担い手探しナビの特徴】

- ① 税理士が無料で登録し、利用することができるサイトです。
- ② 税理士には守秘義務がありますので、企業情報が守られます。
- ③ 経営者が自ら出向いて事業内容を説明する必要がありません。登録内容については企業情報を熟知した税理士が相談の上、登録します。
- ④ 事業所名は表示されず、簡易な情報でも登録することができます。気になる案件があれば、詳細内容については税理士が相手方の税理士に問い合わせます。
- ⑤ 法人・個人、規模の大小を問わず、案件を登録することができます。
- ⑥ 承継期間に相当の余裕のあるものまで登録することができます。
- ⑦ 譲渡し希望、譲受け希望、どちらでも登録することができます。
- ⑧ 担い手探しナビは、多くの事業所に参与している税理士が閲覧するため、マッチングの機会が増えます。
- ⑨ 必要に応じて、税理士会で連携している事業承継引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、弁護士会、金融機関等の支援を受けることができます。

事業承継について お悩みの 経営者の皆様へ

「会社の将来」について 考えていますか？

- ▶「何から始めたらよいのかわからない」
- ▶「経営の引継ぎ時期を決めていない」

「税金」のことで 悩んでいますか？

- ▶「相続税や贈与税の負担が気になる」
- ▶「自社の株価が高くて負担が大変だと思う」

「後継者」のことで 悩んでいますか？

- ▶「子供に引き継ぐ意思がなく、引き継ぎ手がない」
- ▶「社内に後継者となる人材がない」

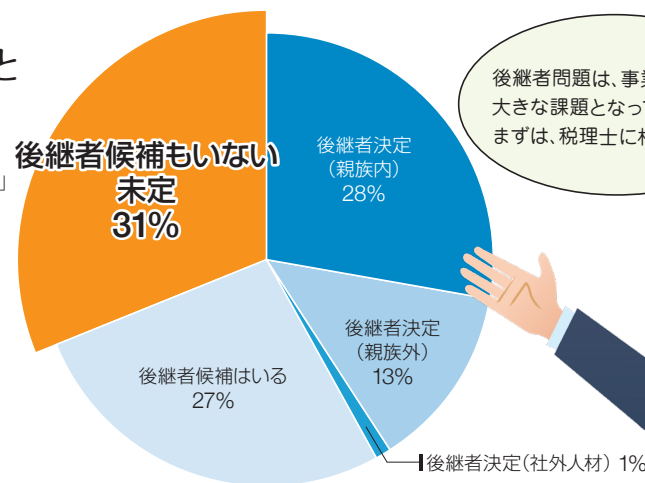
「経営」のことで 悩んでいますか？

- ▶「事業承継する前に自社の経営を見直したい」
- ▶「資金繰りや利益計画の作成をしたい」

どんな些細なことでも構いません。まずは税理士にご相談ください。

中小企業の後継者選定状況と 親族外承継の現状

グラフ：【出典】中小企業庁資料
中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」
(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)



後継者問題は、事業承継の
大きな課題となっています。
まずは、税理士に相談を。

「会社の将来」について 考えていますか？

経営・技術等のノウハウの継承や取引先との関係維持等、事業承継の準備には5年～10年程度を要すると言われています。税理士と10年後を見据えた事業計画を立ててみましょう。

「後継者」のことで 悩んでいますか？

後継者がいない場合には、全国に存在する税理士のネットワークを使って引継ぎ先を探すこともできます。
「担い手探しナビ」というサイトに、ノンネームで企業情報を登録し、税理士の関与先企業同士でマッチングを図ります。
「担い手探しナビ」は税理士しか閲覧することができないため、情報が悪用されることはありません。
まずは顧問税理士に相談してみてください。

「税金」のことで 悩んでいますか？

2018年度税制改正において事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。
議決権株式の全てが猶予対象となり、猶予割合も100%に拡大、承継時の税負担はゼロとなります。
また、納税猶予中の雇用要件も実質的に撤廃され、税務リスクが軽減されました。これには、2024年3月31日までに、都道府県に「特例承継計画」を提出する必要があります。税理士にお任せください。

「経営」のことで 悩んでいますか？

赤字経営が長期間続いたり、借入金が多くあると後継者は見つかりません。税理士が経営改善計画の作成を支援し、経営者をフォローアップします。

税理士会連絡先一覧

北海道税理士会

〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階
TEL.011-621-7101 <http://www.do-zeirishikai.or.jp>

東北税理士会

〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41
TEL.022-293-0503 <https://www.tohokuzeirishikai.or.jp>

関東信越税理士会

〒330-0842 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7
TEL.048-643-1661 <https://www.kzei.or.jp>

千葉県税理士会

〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階
TEL.043-243-1201 <https://www.chibazei.or.jp>

東京税理士会

〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館
TEL.03-3356-4461 <https://www.tokyozeirishikai.or.jp>

東京地方税理士会

〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階
TEL.045-243-0511 <https://www.tochizei.or.jp>

北陸税理士会

〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6
TEL.076-223-1841 <https://www.hokurikuzei.or.jp>

東海税理士会

〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階
TEL.052-581-7508 <https://www.tokaizei.or.jp>

名古屋税理士会

〒464-0841 愛知県名古屋市中村区覚王山通8-14 税理士会ビル4階
TEL.052-752-7711 <https://www.meizei.or.jp>

近畿税理士会

〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4
TEL.06-6941-6886 <https://www.kinzei.or.jp>

中国税理士会

〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15
TEL.082-246-0088 <http://www.chuzei.or.jp>

四国税理士会

〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12
TEL.087-823-2515 <https://www.shikoku-zei.or.jp>

九州北部税理士会

〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階
TEL.092-473-8761 <https://www.kyuhokuzei.or.jp>

南九州税理士会

〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5
TEL.096-372-1151 <https://www.mkzei.or.jp>

沖縄税理士会

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階
TEL.098-859-6225 <http://www.okizei.or.jp>

日本税理士会連合会

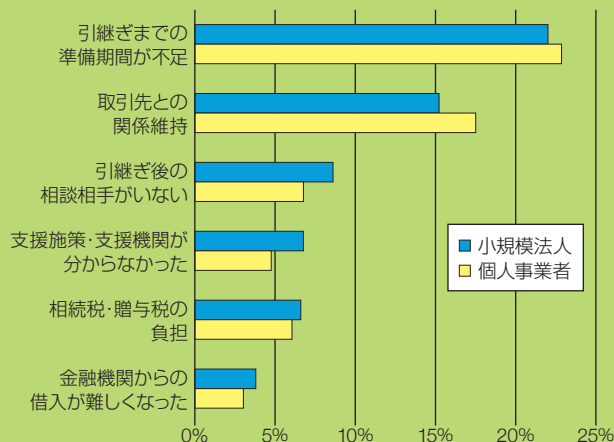
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階
TEL.03-5435-0931 <https://www.nichizeiren.or.jp>

全国約80,000人の税理士が 中小企業の事業承継を支援します

中小企業庁委託の調査*によると、事業の承継に関する過去の相談相手として、後継者決定企業においては約70%、後継者未定企業においても約50%が顧問の税理士等を相談相手として選んでいます。

日常的に会社に寄り添い、経営状況を熟知している税理士だからこそ、中小企業の事業承継を支援することができます。

事業を引き継いだ際に問題になったこと



* 中小企業白書2017 中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」
(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)

事業承継のこと、税理士に
聞いてみてください。
税理士が親身になって相談に応じます。

